

おかざきっ子育ちプラン
第 2 期岡崎市子ども・子育て支援事業計画
(骨子案)

2019 年 4 月
岡 崎 市

目次(案)

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象.....	7
4 計画の期間.....	7
5 計画策定の方法	8
第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計によるまちの現状	9
2 市民意識調査結果	15
3 第1期計画の評価.....	24
4 課題と方向性.....	26
第3章 基本理念・基本目標	28
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 基本的な視点.....	30

第4章 子ども・子育ての環境整備

子ども・子育て支援法に基づく基本的記載事項について掲載予定

- ・教育・保育提供区域の設定について
- ・教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容について
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容について

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

次世代育成支援行動計画に基づく子ども・子育て支援の具体的な取組について掲載予定

第6章 推進体制

子育て支援の推進体制や計画の点検・評価について掲載予定

第7章 資料

その他関連資料を掲載予定

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」¹を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成28）年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、本市は、2015（平成27）年3月に「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画。以下「第1期計画」という。）」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

¹ 1.57ショック

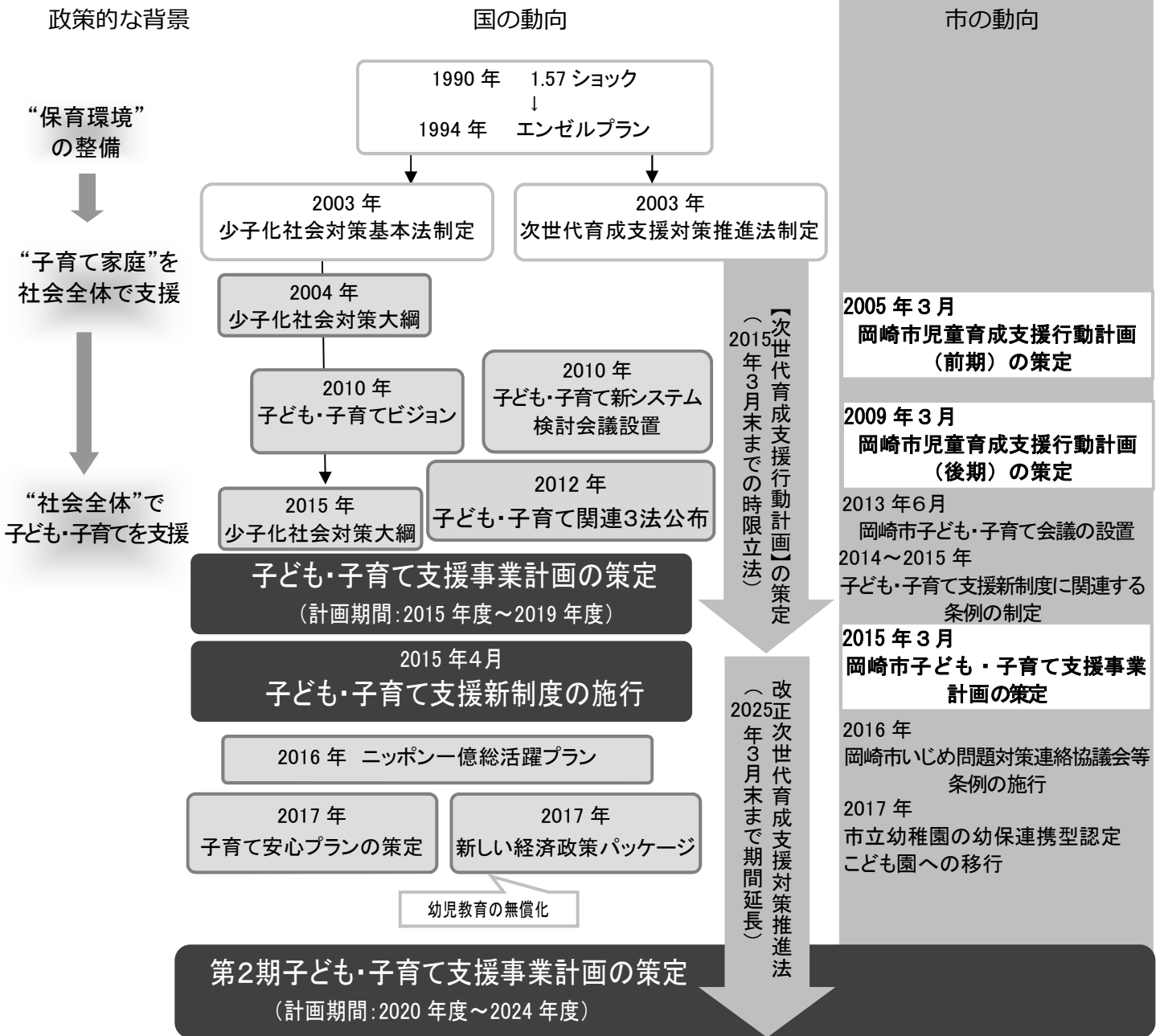
1990年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

■国の少子化対策の主な取組

年 月	内 容
2003(平成 15)年 9月	<p>■少子化社会対策基本法施行</p> <p>少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定</p>
2005(平成 17)年 4月	<p>■次世代育成支援対策推進法施行</p> <p>少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進</p>
2006(平成 18)年 6月	<p>■新しい少子化対策について</p> <p>「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進</p>
2006(平成 18)年 10月	<p>■「認定こども園」の制度創設</p> <p>就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設</p>
2007(平成 19)年	<p>■「放課後子どもプラン」の創設</p> <p>文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施</p>
2007(平成 19)年 12月	<p>■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略</p> <p>「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進</p>
2008(平成 20)年 2月	<p>■「新待機児童ゼロ作戦」</p> <p>希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化</p>
2010(平成 22)年 1月	<p>■「子ども・子育てビジョン」閣議決定</p> <p>「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す</p>
	<p>■子ども・子育て新システム検討会議設置</p> <p>幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始</p>
2010(平成 22)年 4月	<p>■子ども・若者育成支援推進法施行</p> <p>子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進</p>
2012(平成 24)年 8月	<p>■子ども・子育て関連3法公布</p> <p>「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布</p>
2014(平成 26)年 1月	<p>■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行</p> <p>生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進</p>

年 月	内 容
2014(平成 26)年 4 月	<p>■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長</p>
2014(平成 26)年 7 月	<p>■「放課後子ども総合プラン」の策定 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進</p>
2015(平成 27)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行</p>
2016(平成 28)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設</p>
2016(平成 28)年 6 月	<p>■ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す</p>
	<p>■児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待について発生子防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める</p>
2017(平成 29)年 6 月	<p>■「子育て安心プラン」の策定 2020（令和 2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和 4）年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備</p>
2017(平成 29)年 12 月	<p>■「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す</p>
2018(平成 30)年 9 月	<p>■「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定</p>
2019(令和元)年 10 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化</p>

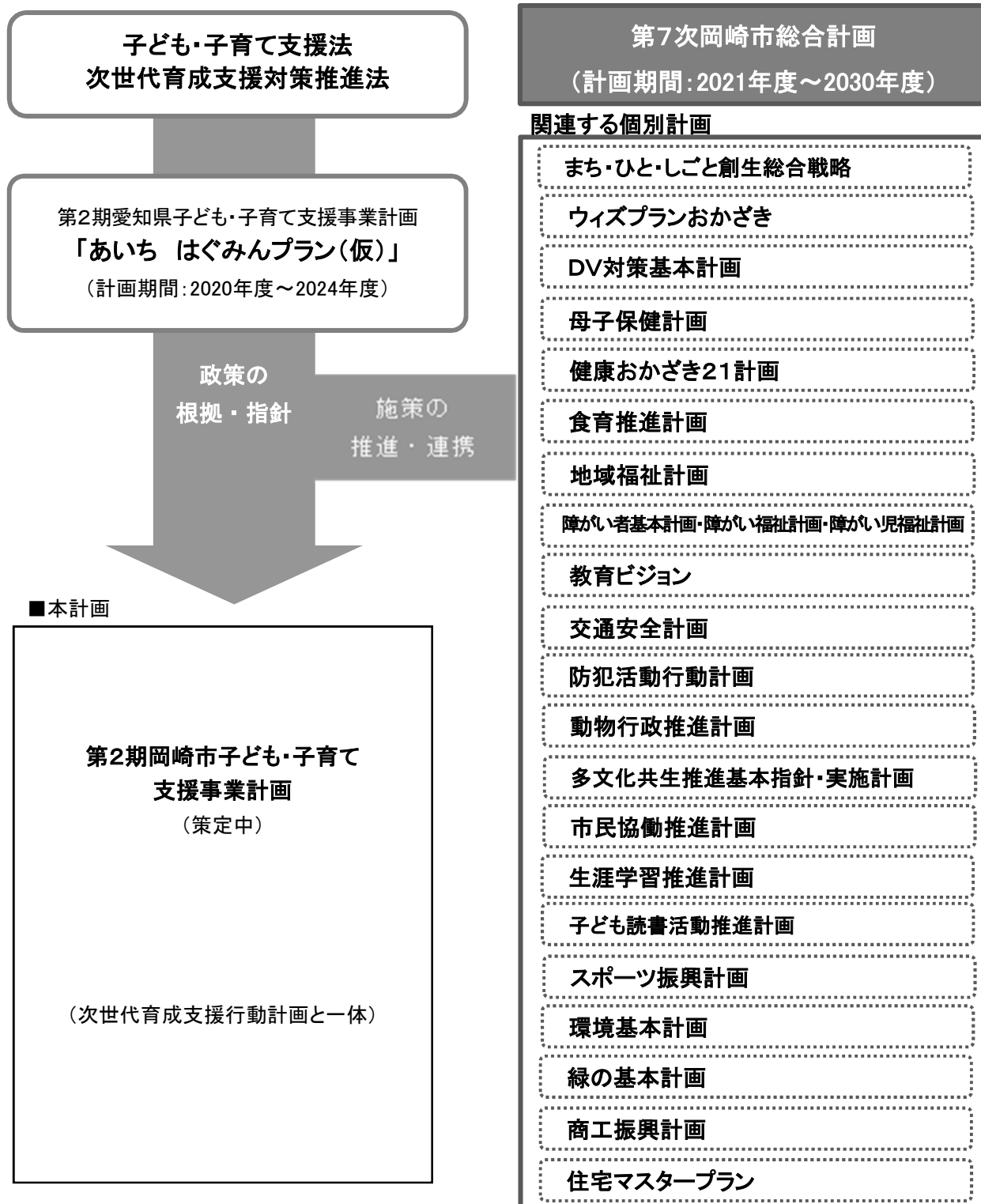
■ 子ども・子育てに関する動向



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置付けており、上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定していきます。



■「第7次岡崎市総合計画」について

策定中

2019（令和元）年12月議会へ総合政策指針上程予定

3 計画の対象

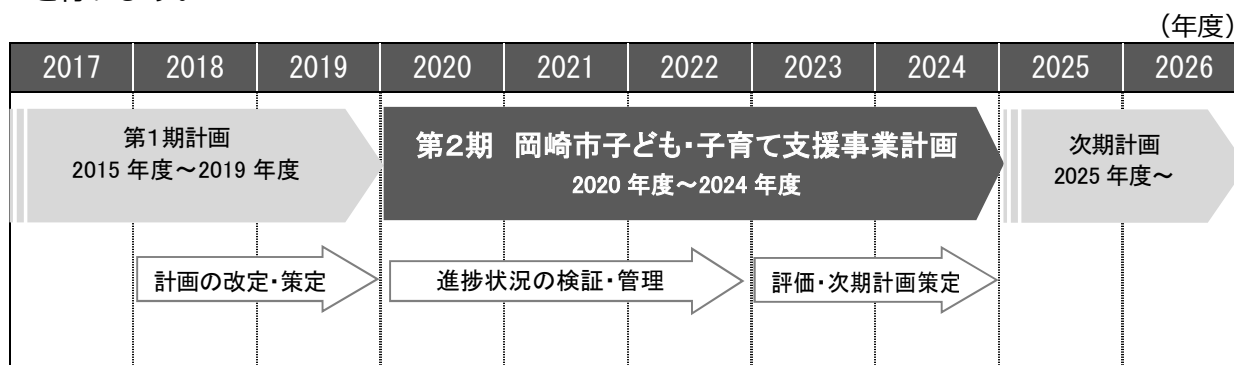
本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画における次の語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

- ・子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・児童：18歳未満の者
- ・乳児：1歳未満の者
- ・幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・妊産婦：妊娠中又は出産後1年以内の女性
- ・子ども・子育て支援
 - ：全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

4 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとしてします。また、計画最終年度である2024（令和6）年度には達成状況の確認と5か年の総合的な評価を行います。



5 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する幼稚園・保育園・認定こども園職員のほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対しても、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援にかかわる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、第1期計画における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果など、ホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計によるまちの現状

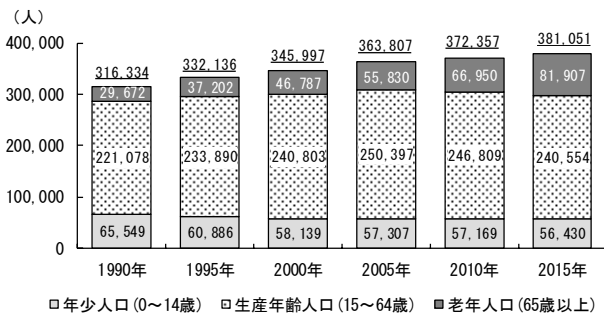
(1) 人口、世帯の推移

全国的に人口減少にある中、本市の人口は増加を続けていますが、年齢区分別にみると、増加を続けているのは老年人口（65歳以上）のみとなっています。生産年齢人口（15～64歳）は、2005（平成17）年の約25万人をピークに減少傾向となっています。年少人口（0～14歳）は緩やかな減少傾向にあり、少子高齢化の傾向を示しています。

世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員数が減少し続けており、2015（平成27）年には2.58人となっています。

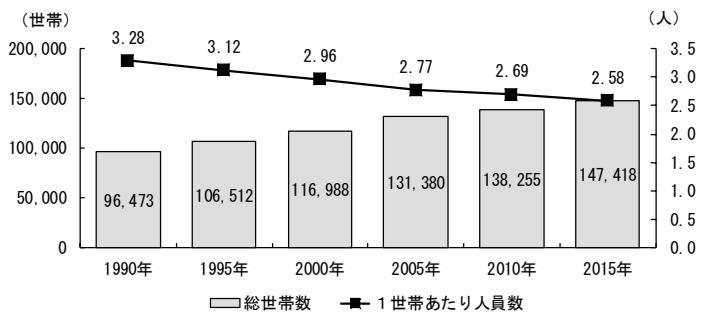
行政区域別に人口の推移をみると、区域によって差が大きくなっています。

■ 岡崎市の年齢3区分別人口の推移



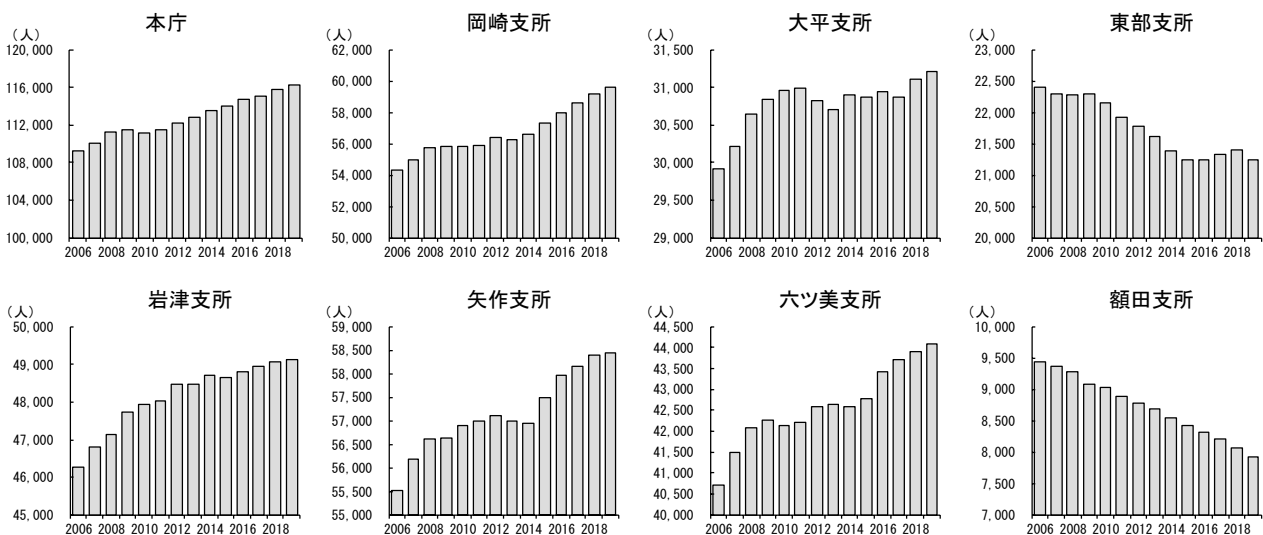
資料：国勢調査

■ 岡崎市の世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

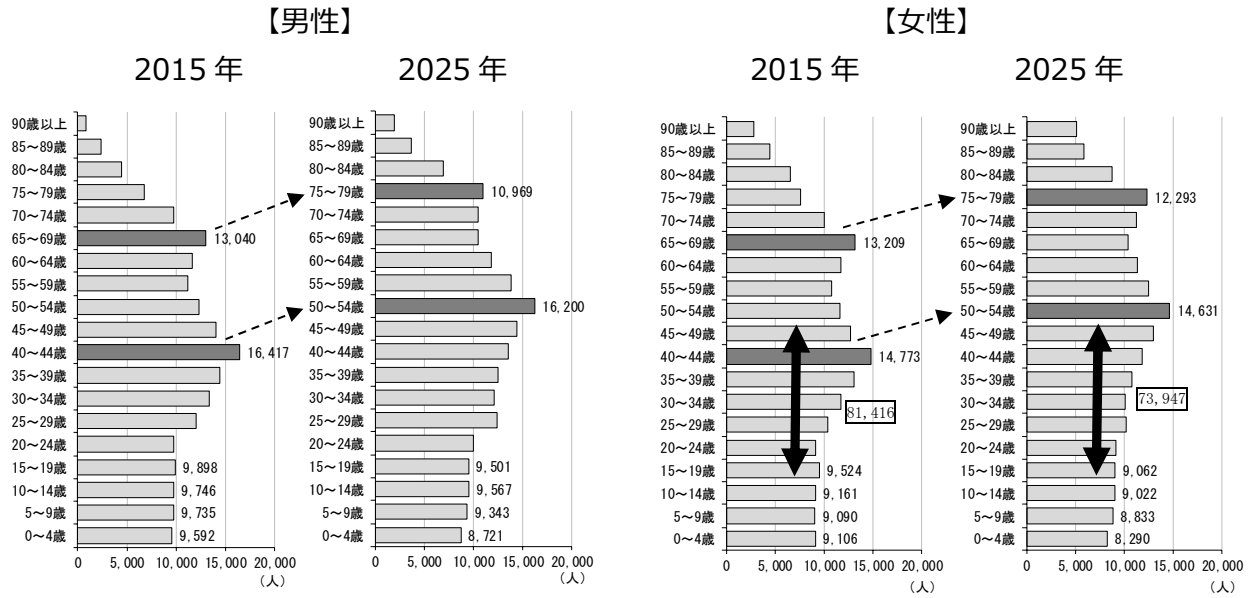
■ 岡崎市の行政区域別人口推移



資料：岡崎市統計

年齢別人口をみると、2015（平成 27）年には男女とも 40～44 歳の人口層が最も厚くなっています。10 年後の推計では、2025（令和 7）年の 19 歳以下人口や、出生にかかわる 15～49 歳の女性人口が減少しています。

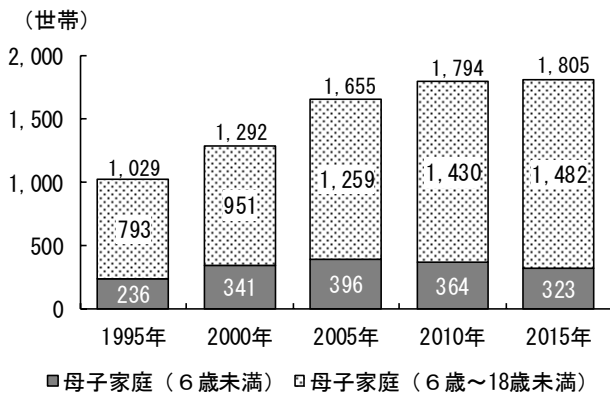
■ 岡崎市の人口ピラミッド



資料：2015 年は国勢調査
2025 年は国立社会保障・人口問題研究所

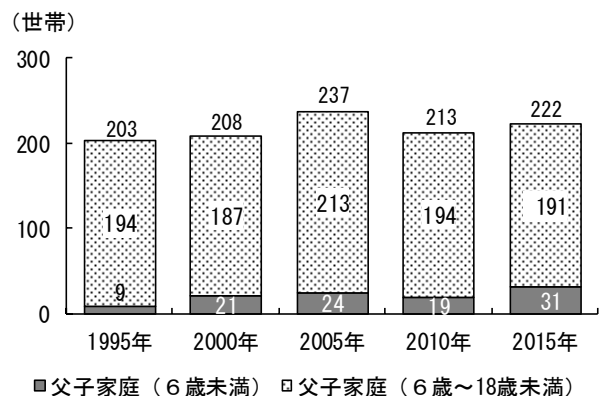
母子家庭世帯数は増加傾向にあります。子どもが 6 歳未満の世帯数は 2005（平成 17）年をピークとして減少に転じていますが、6 歳～18 歳未満の世帯数は年々増加しています。父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 母子家庭世帯数の推移



資料：国勢調査

■ 父子家庭世帯数の推移



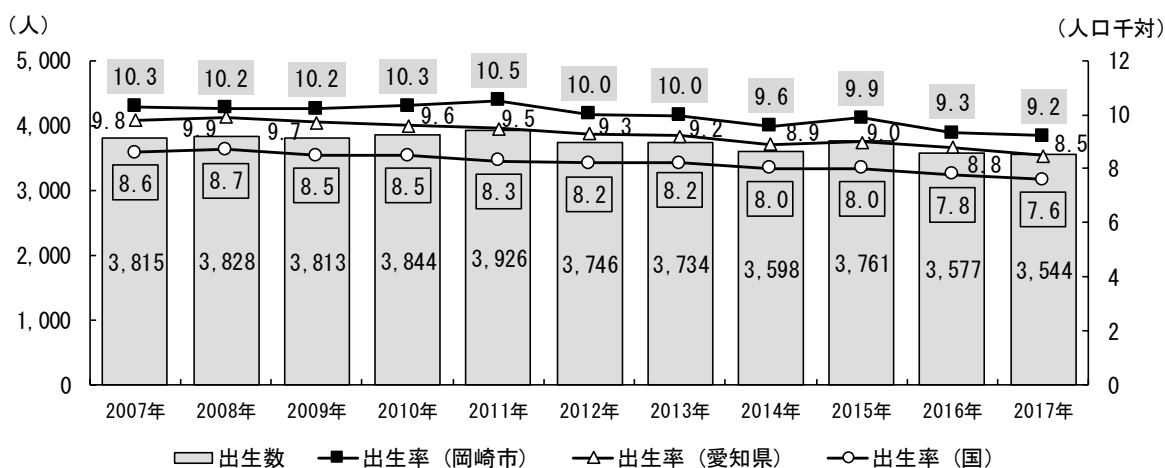
資料：国勢調査

(2) 出生数

本市の出生数は、2011（平成 23）年の 3,926 人まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じており、2017（平成 29）年には 3,544 人となっています。出生率は、2014（平成 26）年に 9.6 となって以来、10 を下回っています。

合計特殊出生率は、全国及び愛知県を上回って推移しているものの、出生にかかわる 15～49 歳の女性人口が減少していることから、出生数及び出生率は減少傾向にあります。

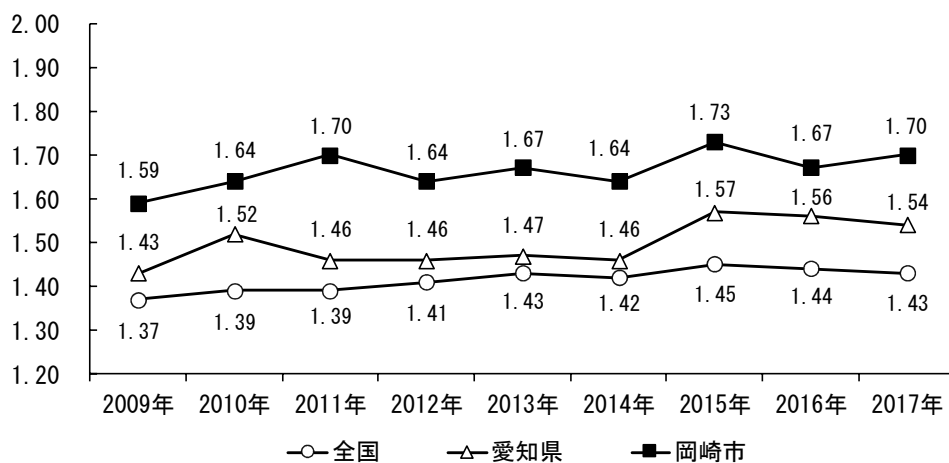
■ 出生数・出生率の推移



注) 折れ線グラフの色付き数値は岡崎市、無地の数値は愛知県、枠内の数値は国の出生率にそれぞれ対応しています。

資料：愛知県の人口動態統計

■ 合計特殊出生率

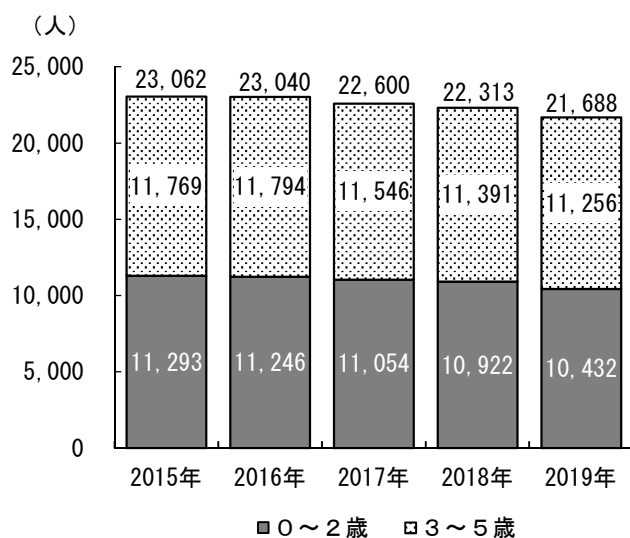


資料：岡崎市統計

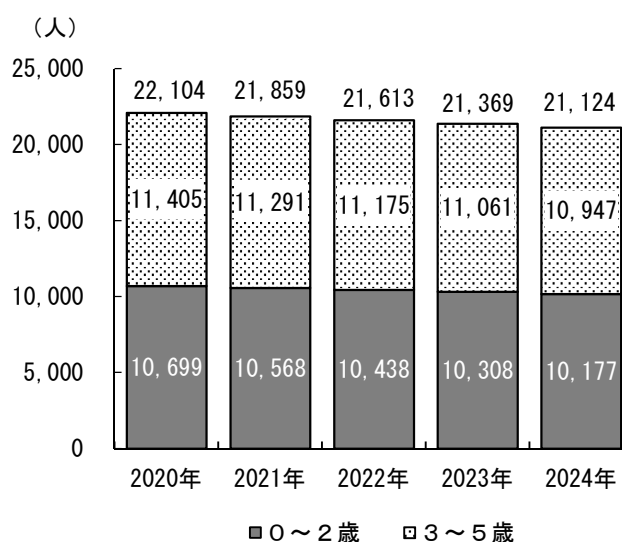
(3) 就学前児童の推移及び今後の動向

2014（平成 26）年から 2019（令和元）年における 5 歳以下の児童数は微減傾向にあり、特に 0～2 歳児童の減少率は毎年 1～2%程度となっています。今後も児童数の減少傾向は続き、2024（令和元）年の推計では 21,124 人と予想されています。

■ 就学前児童の推移



■ 就学前児童の推計



注) 実績値は、住民基本台帳の 4 月 1 日時点の数値です。

注) 推計値は、2015 年の国勢調査を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して 2020 年から 2024 年の年齢別人口を算出した数値です。

就学前児童数は行政区域によって若干の差はあるものの、全市的に微減傾向となっています。

■ 行政区域別の就学前児童人口 推移

単位 (人)

地区	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2019 年 / 2015 年
本庁	6,803	6,821	6,636	6,501	6,329	0.93
岡崎	4,088	4,158	4,154	4,117	4,022	0.98
大平	1,765	1,746	1,667	1,684	1,646	0.93
東部	990	967	955	941	930	0.94
岩津	3,055	2,957	2,847	2,829	2,724	0.89
矢作	3,602	3,594	3,578	3,504	3,374	0.94
六ツ美	2,442	2,491	2,469	2,460	2,411	0.99
額田	317	306	294	277	248	0.78
合計	23,062	23,040	22,600	22,313	21,684	

注) 実績値は、各年における住民基本台帳の 4 月 1 日時点の数値です。

■行政区域別の就学前児童人口 推移

単位（人）

地区	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年/2020年
本庁	6,576	6,507	6,438	6,373	6,305	0.96
岡崎	3,663	3,641	3,617	3,596	3,573	0.98
大平	1,758	1,746	1,732	1,717	1,704	0.97
東部	1,036	1,018	1,001	985	968	0.93
岩津	2,717	2,668	2,619	2,569	2,519	0.93
矢作	3,483	3,450	3,417	3,383	3,349	0.96
六ツ美	2,549	2,516	2,486	2,454	2,423	0.95
額田	322	313	303	292	283	0.88
合計	22,104	21,859	21,613	21,369	21,124	

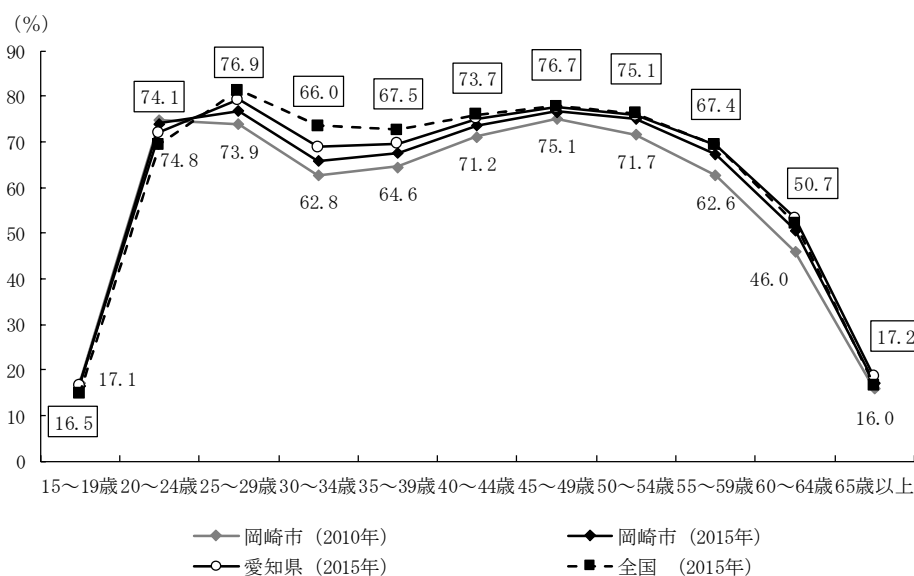
注1) 推計値は、2015年の国勢調査を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して2020年から2024年の年齢別人口を算出した数値です。

(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の労働力率を年齢区別にみると、全国や愛知県と同様に30代で低くなるM字カーブを描いていますが、2010（平成22）年と2015（平成27）年を比べるとM字の谷が浅くなっていることから、本市における女性の社会進出が進んでいる様子がうかがえます。

また、本市の未婚率は全国や愛知県よりも低いものの、2005（平成17）年と2015（平成27）年を比べると男女ともやや高くなっています。

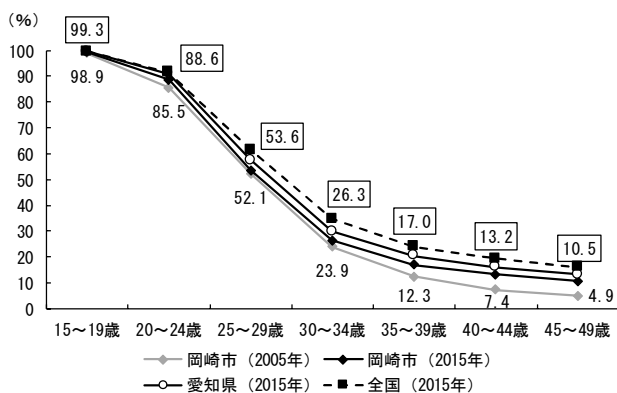
■女性の労働力率



資料：国勢調査

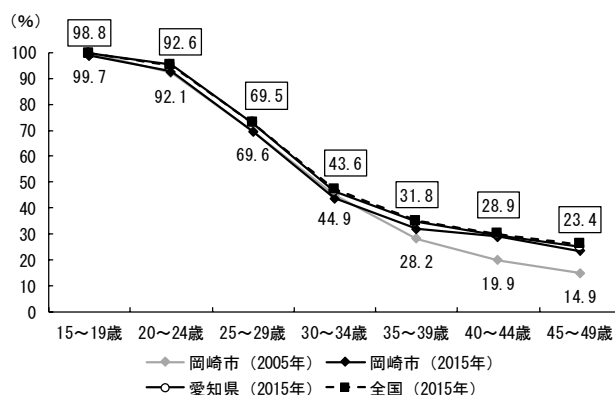
注1) 労働力率は、(労働力率) = (労働力人口) ÷ (労働力状態の総数 - 労働力状態不詳) にて算出しています。
 注2) 折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2010年）、枠内の数値は岡崎市（2015年）にそれぞれ対応しています。

■女性の未婚率



資料：国勢調査

■男性の未婚率



資料：国勢調査

注) 折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2005年）、枠内の数値は岡崎市（2015年）にそれぞれ対応しています。

2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、市民の皆様の子育てに関する状況や岡崎市の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て家庭の生活状況等について把握し、2020（令和2）年から2024（令和6）年を期間とする第2期計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域 : 岡崎市全域
- 調査対象者 : 岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者
(就学前児童保護者)
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者
(小学生児童保護者)
岡崎市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員
岡崎市内の事業所
- 抽出方法 : 無作為抽出及び悉皆
- 調査期間 : 2018年10月25日（木）～2018年11月8日（木）
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

調査名	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	5,000 件	3,324 件	66.5%
小学生児童保護者	3,000 件	1,890 件	63.0%
保育園・幼稚園・ 認定こども園職員	896 件	768 件	85.7%
事業所	446 件	161 件	36.1%
合計	9,342 件	6,143 件	65.8%

注) 就学前児童保護者調査は「就学前児童」、小学生児童保護者調査は「小学生児童」と以下省略しています。

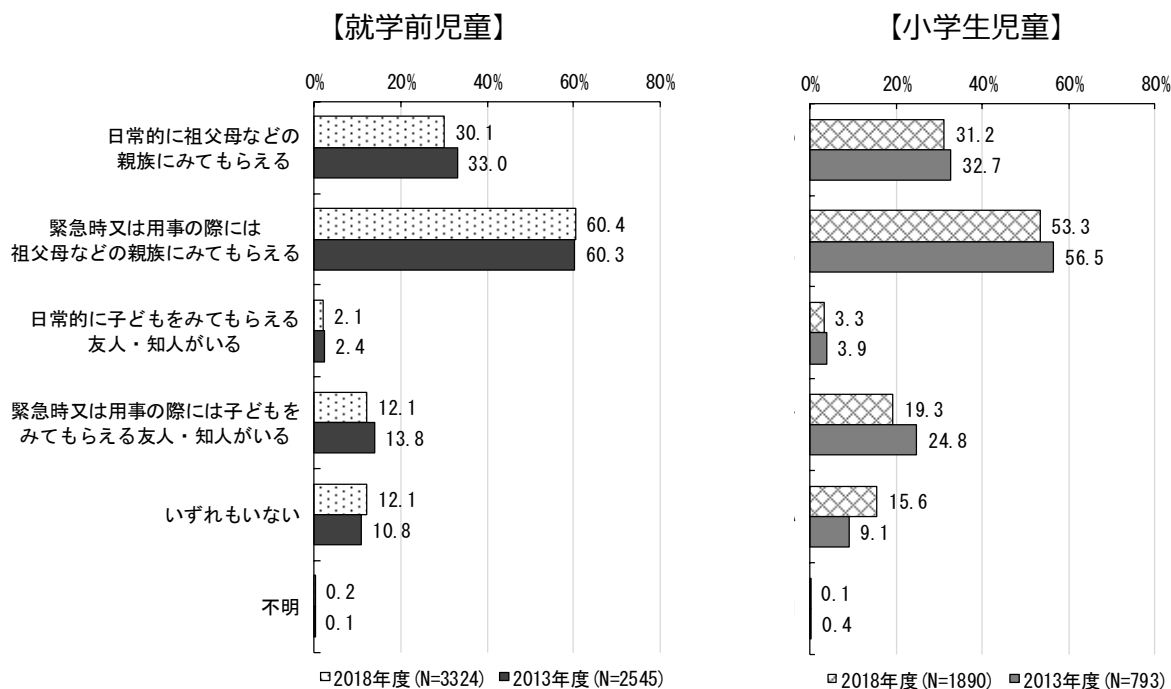
(3) 就学前児童調査・小学生児童調査の結果

●日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約6割、小学生児童で5割強となっています。

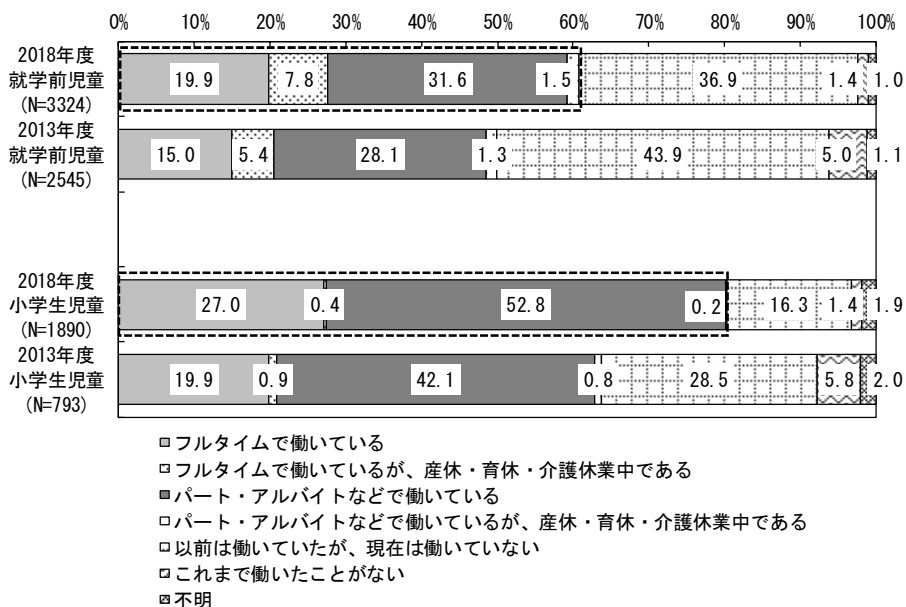
また、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約3割、小学生児童で3割強となっています。

なお、前回調査時と比べると、「いずれもない」とする割合が就学前児童・小学生児童でやや増えています。



●保護者の就労状況について

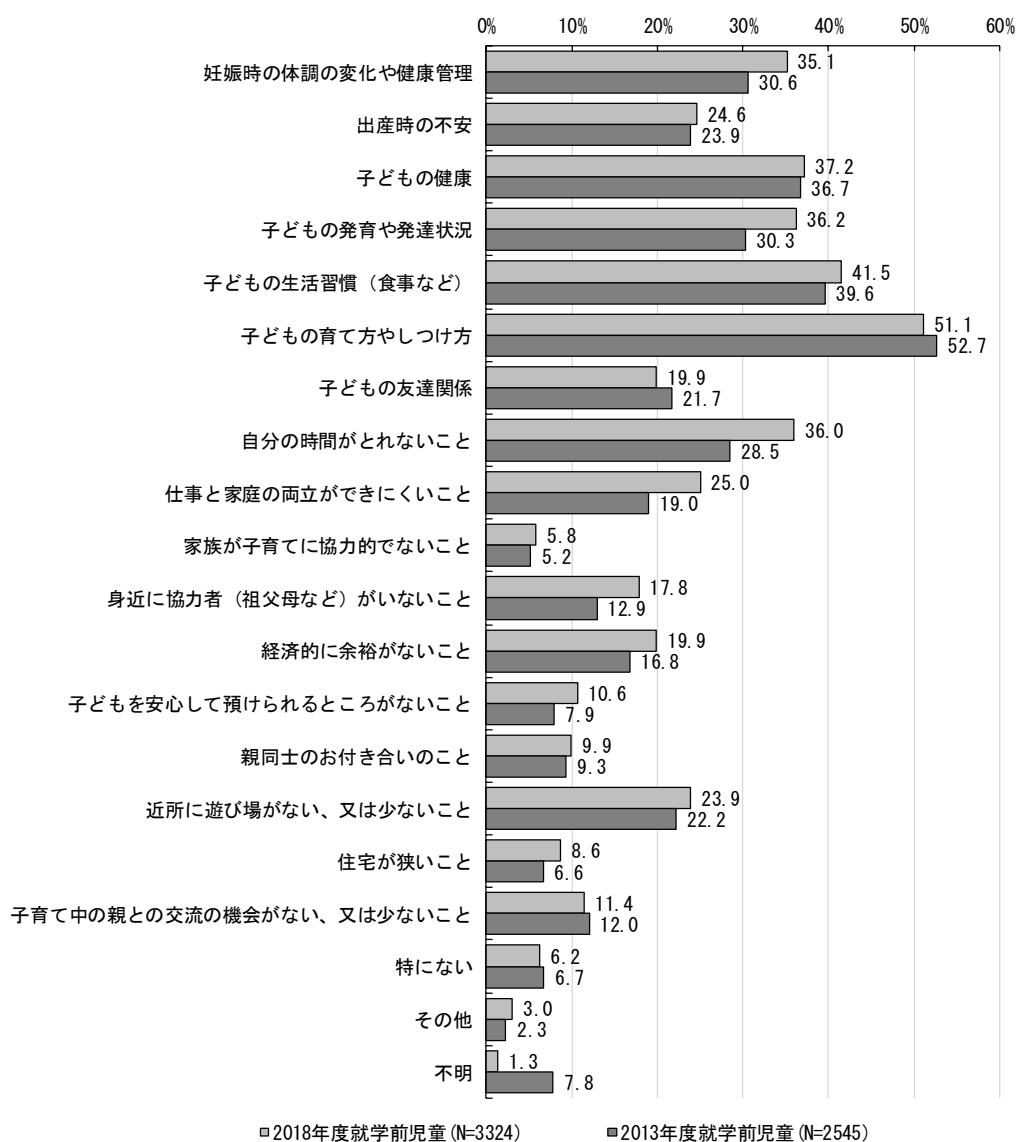
母親は就学前児童で6割程度、小学生児童で8割程度が就労しており、前回調査時と比べて働く母親が増えています。



● 妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて（就学前児童のみ）

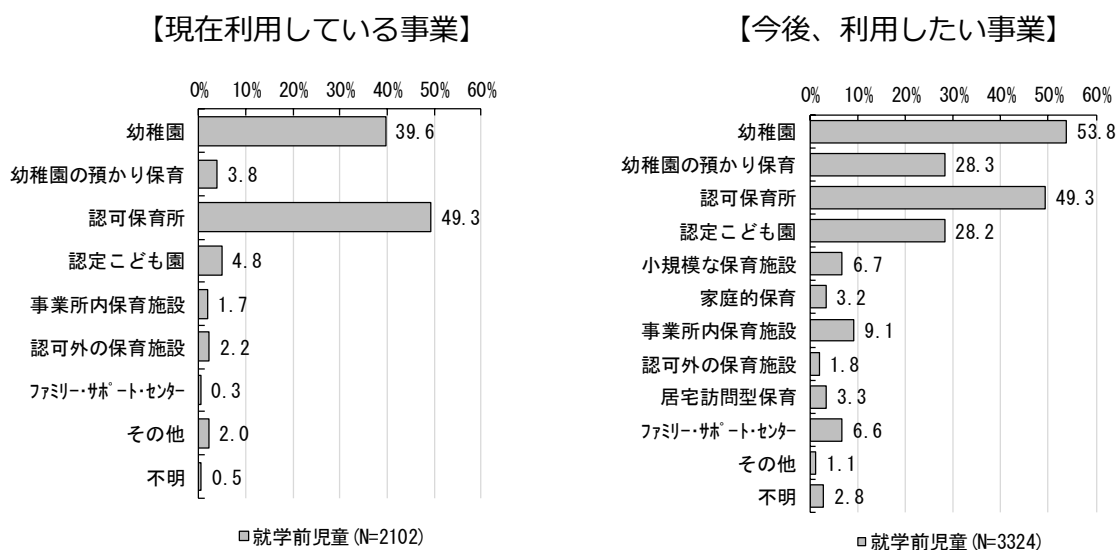
妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについてみると、「子どもの育て方やしつけ方」が5割強、「子どもの生活習慣（食事など）」が4割強、「子どもの健康」が4割弱となっています。

前回調査時と比べると、「自分の時間がとれないこと」や「仕事と家庭の両立ができにくいこと」が増加傾向にあります。



● 定期的な教育・保育事業の利用について

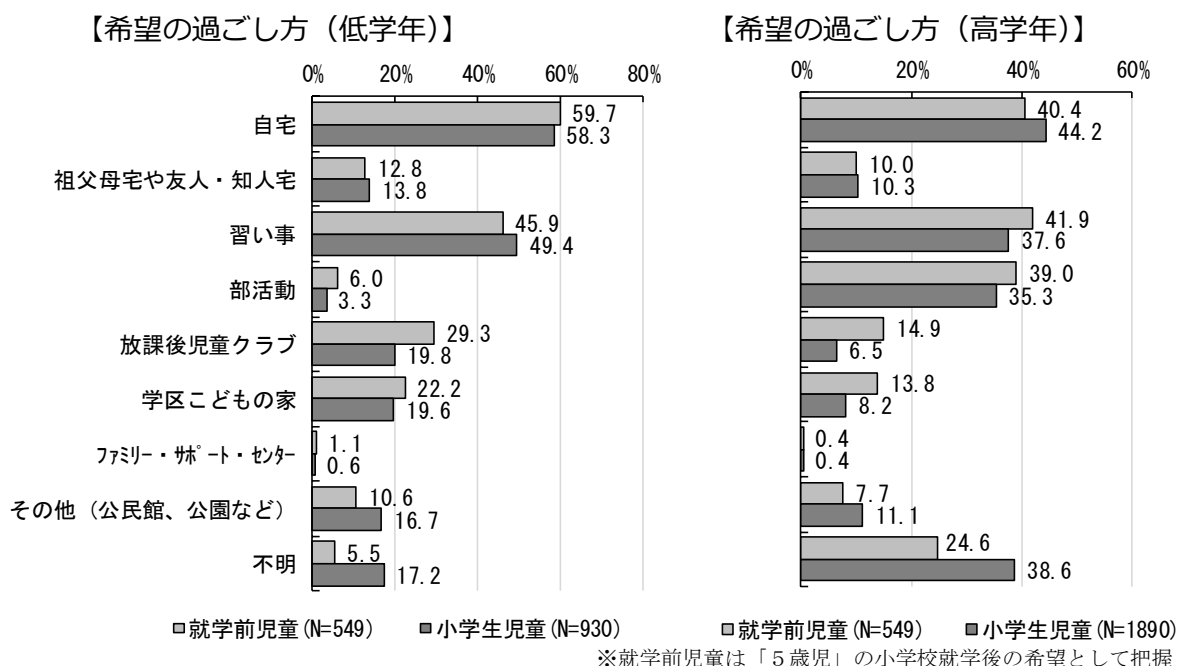
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」について、「現在利用している事業」は「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が4割弱となっています。「今後、利用したい事業」については、「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が5割強となっています。



● 放課後（小学校終了後）の過ごし方について

小学校低学年のうちの希望として、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。「放課後児童クラブ」は就学前児童で3割弱、小学生児童で2割弱、「学区こどもの家」は就学前児童で2割強、小学生児童で2割弱となっています。

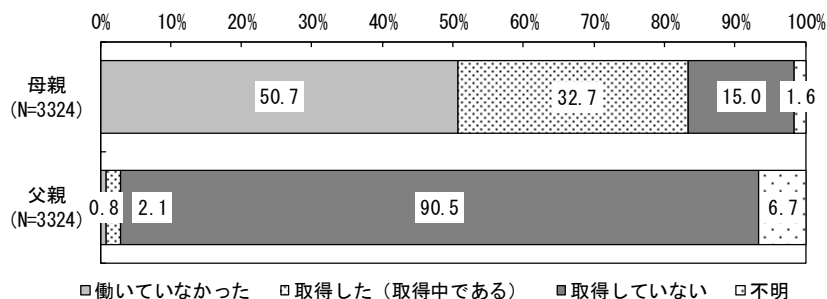
小学校高学年になってからの希望としては、低学年時と比べて、就学前児童、小学生児童ともに「放課後児童クラブ」「学区こどもの家」の回答割合が少なくなり、「部活動」が多くなっています。



● 育児休業など職場の両立支援制度について

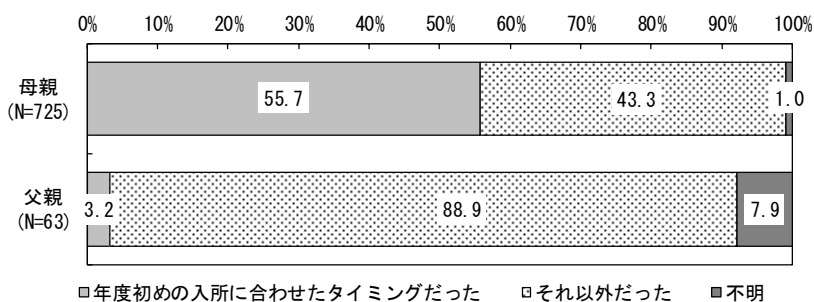
【育児休業の取得状況】

母親の「取得した」割合が3割強、父親はごくわずかとなっています。



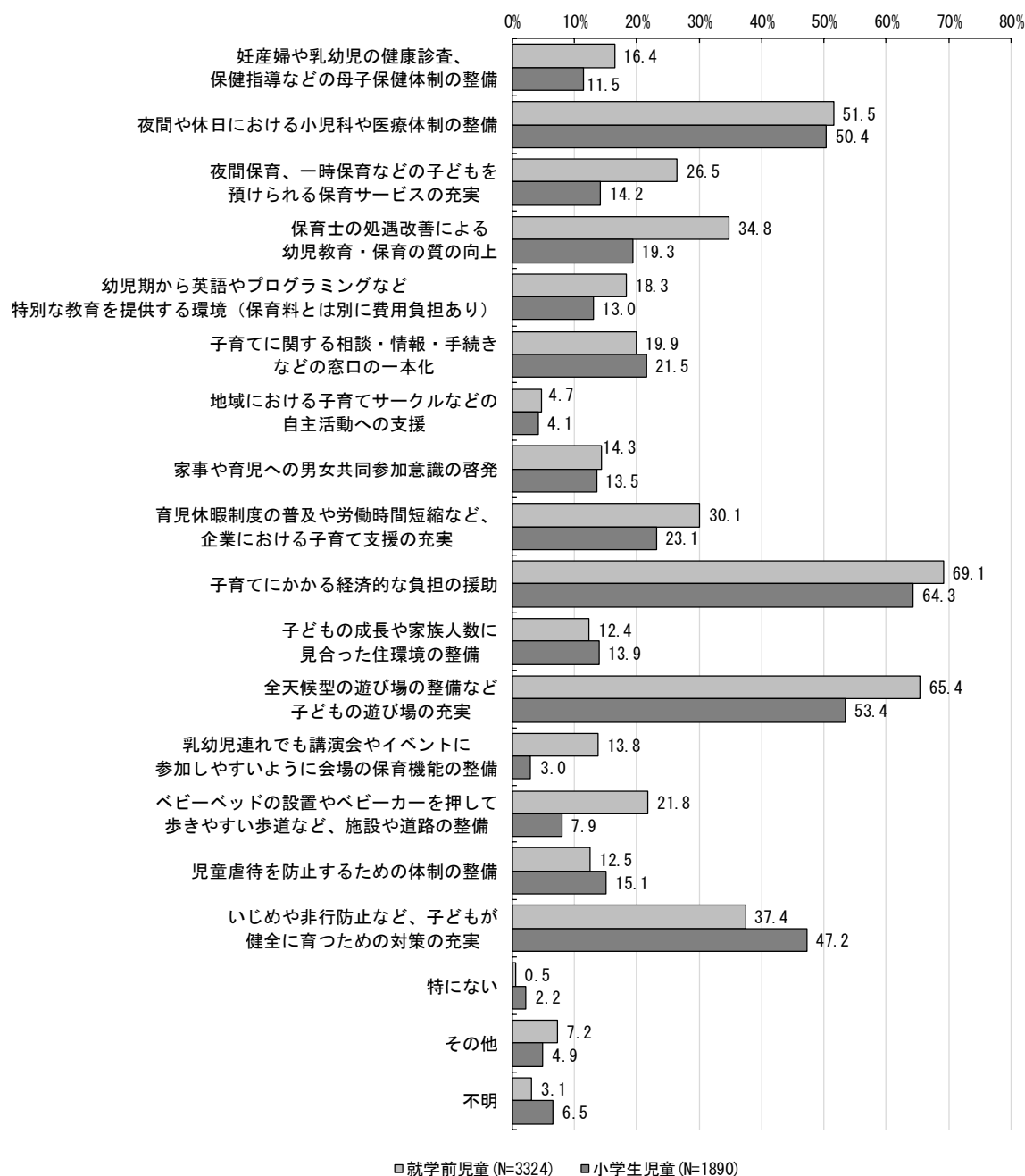
【育児休業取得後の職場復帰のタイミング】

「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が母親で5割半ばとなっています。保育所等へ入園できるかどうか、職場復帰のタイミングを左右することがうかがえます。



●子育て環境のために市に期待する施策

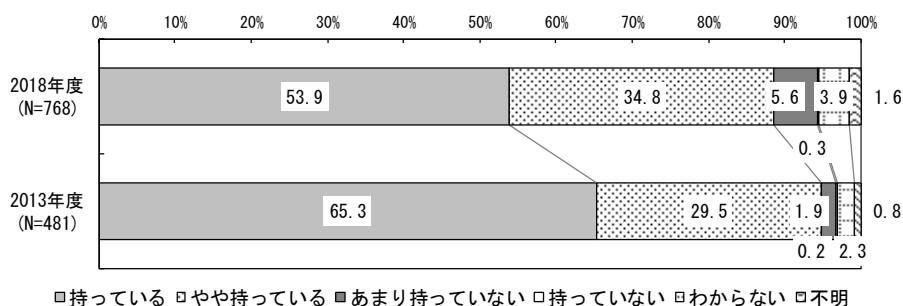
子どもを安心して産み育てられる環境のために市に期待する施策についてみると、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が就学前児童で7割強、小学生児童で6割強と最も多く、次いで「全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実」、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」が5割を超えています。



(4) 保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果

● 仕事に対するやりがいや充実感について

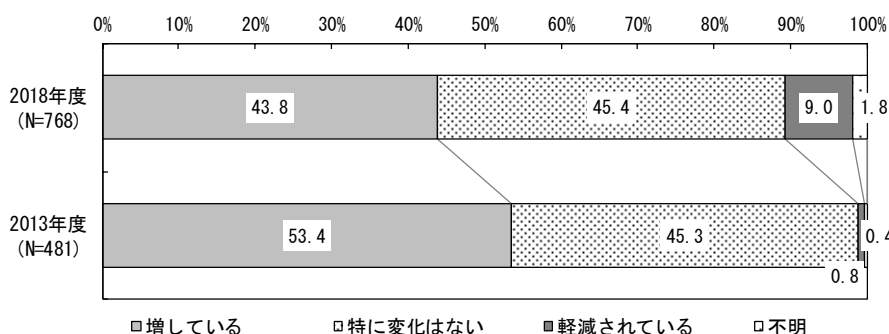
仕事に対するやりがいや充実感を「持っている」職員は5割強となっているものの、前回調査時に比べて減少しています。



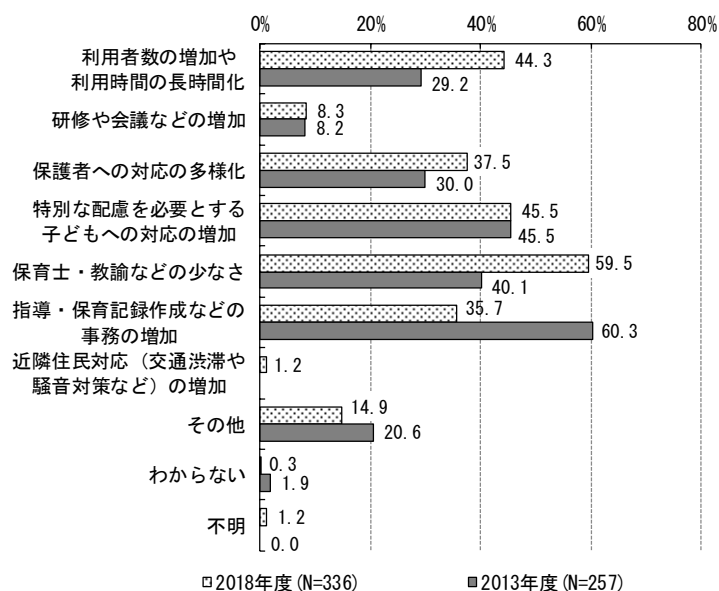
● ここ数年間の勤務負担について

勤務負担については、前回調査と比べて「増している」が減少し、「軽減されている」が増加しています。負担の主な原因として、「保育士・教諭などの少なさ」、「利用者数の増加や利用時間の長時間化」が前回調査より増えています。一方、「指導・保育記録作成などの事務の増加」が2割強減っています。

【勤務負担】



【負担の主な原因】

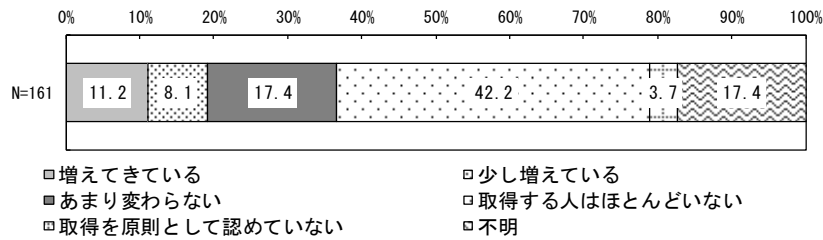


(5) 事業所調査の結果

● 育児休業や育児休暇の取得について

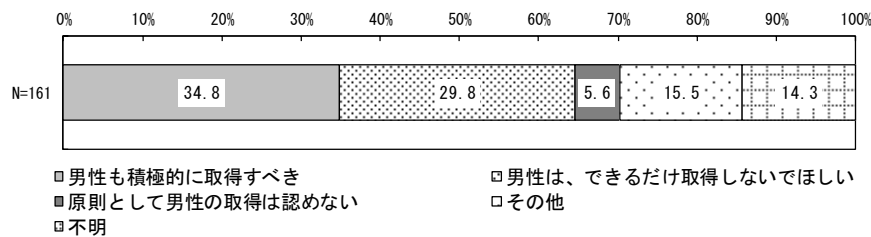
【直近5年における育児休業等の取得者】

ここ5年間に於いて育児休業や育児休暇を取得する人についてみると、「取得する人はほとんどいない」が4割強となっています。増えた割合（「増えてきている」と「少し増えている」の合計）が2割弱となっています。



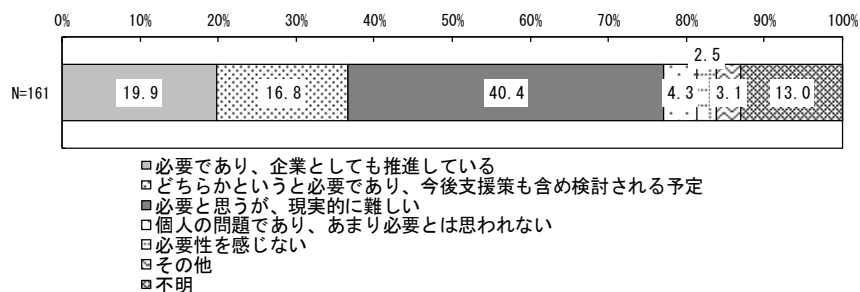
【男性の育児休業等の取得に対する考え方】

男性が育児休業や育児休暇を取得することについて、「男性も積極的に取得すべき」が3割強であり、「男性は、できるだけ取得しないでほしい」が3割弱となっています。



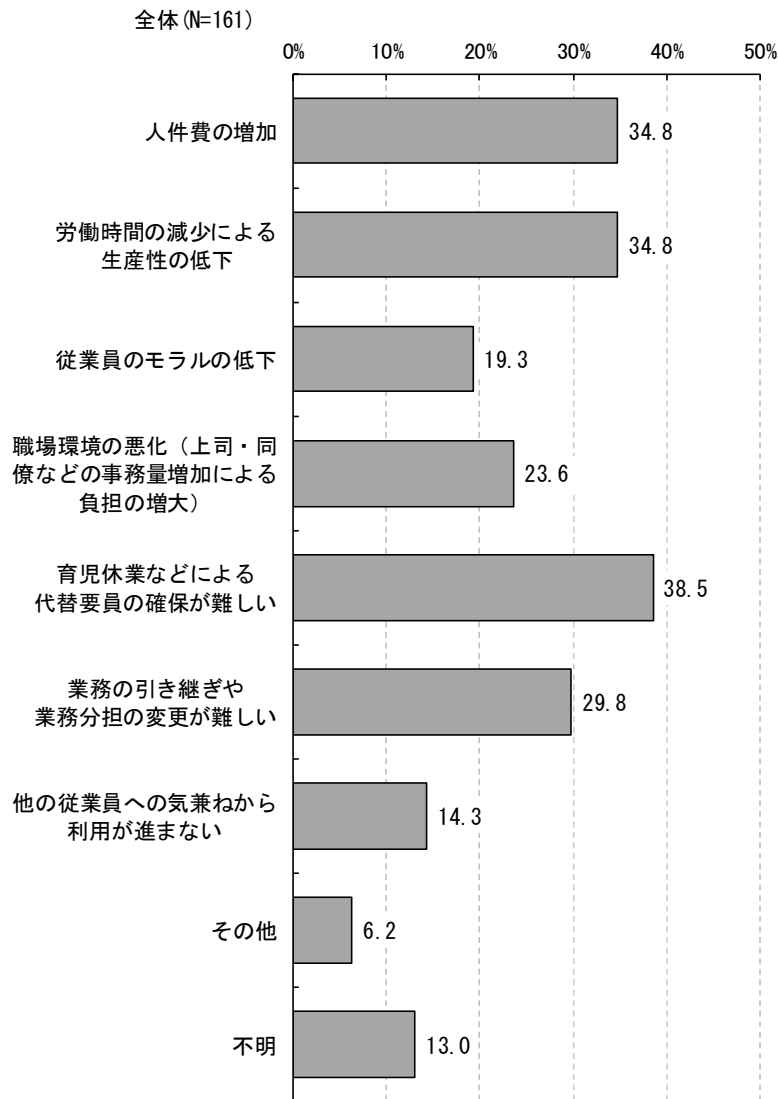
● ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進における考え方についてみると、「必要と思うが、現実的に難しい」が約4割となっています。「必要であり、企業としても推進している」は約2割となっています。



●ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなること

ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなるものは、「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」が4割弱、「人件費の増加」「労働時間の減少による生産性の低下」がそれぞれ3割強となっています。



3 第1期計画の評価

第1期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績（進捗状況）

	計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
	2014	2018(A)	2019(B)	(A/B)
1号（3－5歳）※1	5,780	5,526	5,654	98%
2号（3－5歳）※2	5,060	5,176	5,024	103%
3号（1・2歳）	1,779	2,095	2,073	101%
3号（0歳）	227	275	229	120%

※1 2号認定の教育ニーズを含む。

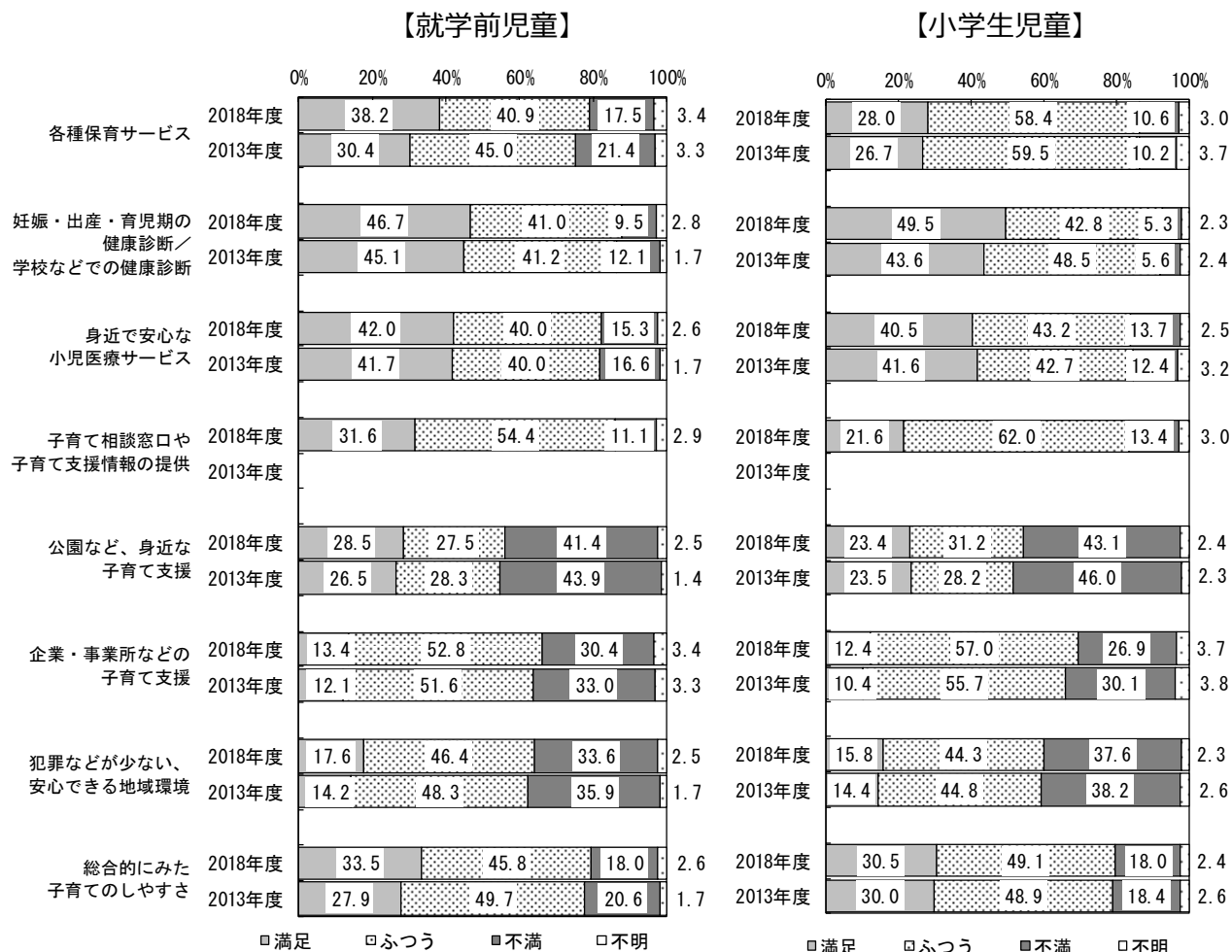
※2 教育ニーズを除く。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績（進捗状況）

	計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
	2014	2018(A)	2019(B)	(A/B)
時間外保育事業（人）	2,406	3,080	2,417	127%
一時預かり 事業	幼稚園（実施園）	15	18	100%
	保育園（人）	5,959	7,090	125%
	保育園（実施園）	17	20	111%
地域子育て支援拠点事業（人日）	164,063	206,426	200,388	103%
利用者支援 事業	基本型（箇所）	-	6	100%
	母子保健型（箇所）	-	1	100%
病後児保育事業（人日）	8	6	288	2%
放課後児童 健全育成事 業	低学年（人）	1,880	2,379	87%
	高学年（人）	211	453	
ファミリー・サポート・センター 事業（人日）	4,613	7,637	8,383	91%
子育て短期支援事業（人日）	57	78	90	87%
乳児家庭全戸訪問事業（人）	3,157	2,643	3,111	85%
養育支援 訪問事業	専門職訪問（世帯）	25	16	181%
	ヘルパー派遣（世帯）	5	5	71%
妊婦に対する健康診査（回）	46,802	41,811	49,000	85%

(3) 子育て全般についての満足度

子育て家庭における本市の子育てに関する各分野の満足度について、2013（平成 25）年度と 2018（平成 30）年度に実施した市民意識調査結果から比較すると、以下のような結果となりました。



※「子育て相談窓口や子育て支援情報の提供」は 2018 年度の調査のみ

全体的に、就学前児童・小学生児童の保護者ともに同様の傾向がみられ、また、前回調査時と比べると満足度がわずかに高くなっています。

項目別にみると、「妊娠・出産・育児期の健康診断／学校などでの健康診断」や「身近で安心な小児医療サービス」も満足度が高くなっています。「各種保育サービス」は、前回調査と比べて、「満足」と回答した割合が就学前児童で 7.8 ポイント増加、小学生児童で 1.3 ポイント増加しており、第 1 期計画における取組の成果がうかがえます。

一方、「公園など、身近な子育て支援」や「犯罪などが少ない、安心できる地域環境」においては、前回調査に引き続き「不満」の割合が「満足」の割合を上回っており、子どもが安心して過ごせる環境の整備が本市の課題であることがわかります。また、「企業・事業所などの子育て支援」も満足度が低く、働く母親の増加を背景に、企業等による子育て支援の取組が求められています。

総合的にみた子育てのしやすさについて、「満足」の回答割合は、小学生児童の保護者ではほとんど変化はありませんが、就学前児童の保護者では 5.6 ポイント増加しています。

4 課題と方向性

■ 切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭の子育てへの様々な不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育てまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談、母子保健や小児医療の充実により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要です。

■ 保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、女性活躍の推進により、保育ニーズは高まっています。3歳以上の保育・教育ニーズはほぼ横ばいとなっているものの、3歳未満児の保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められています。

■ 子どもの居場所づくり

留守家庭児童の増加とともに、放課後児童健全育成事業のニーズが急増しており、一部の学区で生じている待機児童の解消が喫緊の課題となっています。また、本市では全ての子どもの安全で安心な遊び場として学区こどもの家を設置しているものの、市民にとっては放課後児童健全育成事業との違いが分かりにくくなっているため、利用者が必要なサービスを選択できるよう事業の周知が必要です。

■ 保育人材の確保と専門性の向上

保育園・幼稚園・認定こども園において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とする子どもへの対応などが職員の業務負担につながっています。職員の少なさが個々の業務負担を増している要因の一つでもあり、今後は、職員確保による体制の強化や職員の専門性を高めることが求められます。

■ 支援を必要とする家庭への対応

ひとり親家庭、障がいや発達に不安がある子どもがいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など特に支援を必要とする家庭への対応は、子どもの健やかな成長を支えるために重要となっています。特に、近年社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

また、子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないよう、貧困の状況下においても子どもを健やかに育成できる環境づくりを検討する必要があります。

■ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、行政による子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、「働き方改革」による仕事と生活の調和の両方を実現することが必要です。

■ 安全・安心な子育て環境の整備

子どもが犯罪や事故に巻き込まれたり、いじめの被害にあったりしないか、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子どもが安全で健やかに過ごすことができ、保護者が安心して子どもを送り出せるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起こりにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、これまで第1期計画に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。第1期計画は、岡崎市児童育成支援行動計画の目標「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政等が一体となり、社会全体で子育て²・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取組を進めます。」を踏襲しており、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、第2期計画においても引き続き基本理念を継承します。

■少子化社会対策関連法における基本理念

【少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法における基本理念】

- ・父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する。
- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

【少子化社会対策基本法】

- ・家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する。
- ・安全な生活が確保されるとともに、心身の健やかな育成に配慮する。

【次世代育成支援対策推進法】

- ・次代の社会を担う子どもの育成と家庭に対する支援、並びに子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する。
- ・子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う喜びの実感に配慮する。

【子ども・子育て支援法】

- ・家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野において、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適正な支援をする。

■「おかざきっ子 育ちプラン」の基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市
大好き おかざき

² 子育て

子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

2 基本目標

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。

そのため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちを目指した施策を推進します。

基本目標2 「家族が とともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

家族は子どもたちの成長における出発点です。子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の人が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。これらの取組を通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域が進んで支えあうまちを目指した施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援に当たっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取組を進めます。また、子どもの視点に立ち、子どもの成長に応じて、その意見が尊重され、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(2) 質の向上の視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士など子どもの育ちを支援する人の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を進めます。

(4) 親育ちを支援する視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支援します。また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

(5) 子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援は、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。障がい、疾病、虐待、生活困窮等、家庭の状況その他の事情により社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、社会的養護体制の整備を進めます。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

市民一人一人が仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の普及・啓発を図ります。

(7) 社会全体による支援の視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。子育てに対する孤立感や負担感を軽減するため、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用します。

(9) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取組を進めます。